

平成 27 年 6 月 19 日

各 位

北越紀州製紙株式会社  
総務部広報担当

大王製紙による平成 27 年 6 月 16 日付け  
「北越紀州製紙による主張に対する当社のコメント」について

大王製紙株式会社（以下「大王製紙」といいます。）は、平成 27 年 6 月 16 日付「北越紀州製紙による主張に対する当社のコメント」（以下「6 月 16 日付リリース」といいます。）において、当社が求めている大王製紙と当社のトップ同士の面談は当社自身の利益のためであるなどとして、同面談を拒絶することに正当性がある旨を主張しております。

しかしながら、当社と致しましては、大王製紙が当社の持分法適用関連会社であること、及び、大王製紙と当社が総合技術提携基本契約を締結するなど共に発展して企業価値を向上させる関係にあることに鑑み、大王製紙の株主共同の利益を図るために、両社のトップ同士の建設的な対話を要請しているものであり、大王製紙がこれを頑なに拒絶し続けている状況については、極めて残念に存じております。当社としては、引き続き大王製紙に対してトップ同士の面談の実現を要請していく所存でございますが、大王製紙の 6 月 16 日付リリースには、トップ同士の面談に関する経緯等について事実と反する記載が含まれておりますので、以下において、念のため正しい事実関係をご説明させていただきます。

まず、大王製紙は、当社が大王製紙に要請している面談が、北越紀州販売株式会社と三菱製紙販売株式会社の統合（以下「本経営統合」といいます。）の破談に関するものであるなどと説明しております。

しかしながら、そもそも、両社のトップ同士の面談は、本経営統合の破談前である平成 27 年 2 月 16 日に、当社及び大王製紙の企業価値向上を目的として、当社が大王製紙に派遣している取締役の人事、当社と大王製紙の総合技術提携契約、大王製紙の法令遵守体制及び将来計画等の全般的な協議を大王製紙三島工場で行うことが約束されていたものです。ところが、大王製紙が、同面談日の前日に、本経営統合の破談が報道され、それを理由として、一方的に反故にしたため、あらためて両社のトップ同士の面談の再設定を求めているというのが事実です。

次に、大王製紙は、6 月 16 日付リリースにおいて、当社と大王製紙が競合会社であり、同社の事業上の戦略の観点及び独占禁止法の観点から、両社の対話は抑制的かつ慎重でなければならないなどと説明しております。

しかし、そもそも、当社が大王製紙を持分法適用会社とすることについては事前に公正取引委員会から問題ない旨の確認が得られているものであり、かかる大王製紙の説明は、株主との対話を拒絶する口実として述べているに過ぎないものであると考えざるを得ません。合理的な理由無く株主との対話を拒み続けている大王製紙こそが、会社法、コーポレートガバナンス・コード及び独占禁止法の趣旨に反していることは明らかであるものと存じます。

当社といたしましては、両社の企業価値を向上させ、大王製紙の株主共同の利益を図るための建設的な対話を引き続き要請していく所存でございます。

以 上